

1 成人の健康づくり

1 健康診査を受けたいときは

問
い
合
わせ

健康づくり推進課 健診推進室(駅南庁舎) ☎0857-20-0320
鳥取東保健センター(国府町総合支所内) ☎0857-30-8659
各総合支所市民福祉課(裏表紙をご覧ください。)

脳血管疾患、心疾患、がんなどの生活習慣病を予防するため、健康診査やがん検診などを行います。

健診は、医療機関で受けていただく個別健診と、市役所駅南庁舎、地区の公民館や保健センターなどで受けていただく集団健診があります。受診の際には必ず送付した受診券及び保険資格を確認できるものを持参してください。

受診を希望される人で、受診券が見当たらない場合は上記問い合わせ先までご連絡ください。
※市民税非課税世帯の方で受診券の自己負担額が有料記載の場合、事前の申請により無料になる健診があります。1週間前までに問い合わせ先にご連絡ください。

●特定健康診査・高齢者健康診査・健康診査

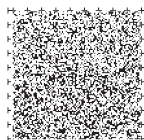
- 鳥取市は、下記の対象者に対して健康診査を実施します。
- 受診の際には、送付した受診券及び保険資格を確認できるものが必要です。

種 類	対象者	料 金		内 容
		個別健診	集団健診	
特定健康診査	40～74歳の鳥取市国民健康保険の加入者	無料		問診、身体計測、血圧測定、血液検査など
高齢者健康診査	後期高齢者医療保険の加入者	500円		
健康診査	18歳～39歳（被用者保険本人を除く。）	500円	(市民税非課税世帯は無料)	
	40歳以上の生活保護受給者	無料		

※健診内容は、一定の基準のもと、医師の判断により追加項目があります。

◆無料クーポン券

翌年度4月1日までに41、46、51、56、61歳に到達する人は、各がん検診を無料で受けることができます。(子宮は21、26、31、36歳も無料) また、肝炎ウイルス検査も無料で受けることができます。



●肝炎ウイルス検査

- 内 容** ● B型、C型肝炎ウイルス検査（血液検査）
- 料 金** ● 個別検診：800円
● 集団検診：300円
※市民税非課税世帯は無料
※年度内に40、45、50、55、60、65歳、70～74歳に到達する人は、無料
- 対 象 者** ● 40歳～74歳の人で過去に検査を受けていない人

●胃がん検診

- 内 容** ● 胃のX線検査（バリウム）又は胃内視鏡（胃カメラ）検査。ただし、集団検診は、胃のX線検査のみ。
- 料 金** ● 個別検診：2,000円
● 集団検診：500円
※市民税非課税世帯は無料
- 対 象 者** ● 40歳以上の人

●肺がん・結核検診

- 内 容** ● 肺のX線撮影と喀痰検査（喀痰検査は必要な人のみ）
- 料 金** ● 個別検診：1,000円（喀痰なし）又は2,000円（喀痰あり）
● 集団検診：無料（喀痰なし）又は300円（喀痰あり）
※市民税非課税世帯は無料
- 対 象 者** ● 40歳以上の人

●大腸がん検診

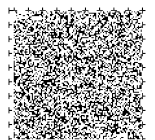
- 内 容** ● 便の潜血反応検査
- 料 金** ● 個別検診：500円
● 集団検診：200円
※市民税非課税世帯は無料
- 対 象 者** ● 40歳以上の人

●子宮がん検診

- 内 容** ● 子宮頸部細胞診。必要な人には体部がん検診も実施。ただし、集団検診は、頸部のみ
- 料 金** ● 個別検診：1,500円（頸部がん検診）又は2,800円（頸部及び体部）
● 集団検診：500円
※市民税非課税世帯は無料
- 対 象 者** ● 20歳以上の女性

●乳がん検診

- 内 容** ● マンモグラフィ（乳房のX線検査）
- 料 金** ● 個別検診：1,300円
● 集団検診：500円
※市民税非課税世帯は無料
- 対 象 者** ● 40歳以上の女性（2年に1回）



●国保人間ドック

- 内 容** ● 国保特定健康診査、胃がん・肺がん・大腸がん検診、超音波検査、眼底検査、腫瘍マーカーなど
- 料 金** ● 11,300円 (3,800円)
● 喀痰検査あり11,900円 (4,000円)
※ () は市民税非課税世帯
- 対 象 者** ● 年度内に40歳～74歳に到達する鳥取市国民健康保険加入者
- 申し込み方法** ● 医療機関に予約後、受診日の1カ月から1週間前までに下記窓口で手続きが必要です。
- 持 参 品** ● 国民健康保険証、特定健診受診券、がん検診・歯科検診受診券
- 手続き窓口** ● 鳥取市保健所窓口⑤⑥人間ドック・脳ドック受付 (駅南庁舎1階)
● 鳥取東保健センター
● 各総合支所市民福祉課

●脳ドック

- 内 容** ● MRI、MRA検査 (脳血管撮影) 等
- 料 金** ● 鳥取市国民健康保険加入者：7,200円 (2,200円)
● 鳥取市国民健康保険以外の対象者：8,000円 (3,000円)
※ () は市民税非課税世帯
- 対 象 者** ● 鳥取市国民健康保険加入者、社会保険等の被扶養者及び任意継続者並びに生活保護世帯の人で、かつ、年度内に40、45、50、55、60、65、70歳に到達する人

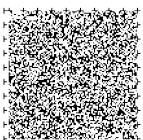
●骨粗しょう症予防検診

- 内 容** ● かかとの骨の超音波による骨量測定
- 料 金** ● 集団検診：300円
- 対 象 者** ● 25歳以上の女性

●ふしめ歯科検診

- 内 容** ● 歯科医師によるむし歯、歯周病などの検診
- 料 金** ● 無料
- 対 象 者** ● 年度内に40、50、60、70歳に到達する人及び45、55、65歳に到達する鳥取市国民健康保険加入者
- 対 象 者** ● 鳥取県東部歯科医師会所属の各歯科医院

各種料金は、令和6年度時点のものです。



2 健康に関する相談をしたいときは

問
い
合
わ
せ

健康づくり推進課(駅南庁舎) 地域保健第二係 ☎0857-30-8585
食育推進係 ☎0857-30-8582
鳥取東保健センター(国府町総合支所内) ☎0857-30-8659
各総合支所市民福祉課(裏表紙をご覧ください。)

●健康づくり推進課

保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士が健康に関する個別の相談に応じます。

●各総合支所

健康に関するご相談をお受けしています。相談日など詳細は、各総合支所市民福祉課へお問い合わせください。

●各地区公民館

ご希望に応じ、血圧測定や健康相談を行います。

3 健康に関する学習をしたいときは

問
い
合
わ
せ

健康づくり推進課(駅南庁舎) 地域保健第二係 ☎0857-30-8585
食育推進係 ☎0857-30-8582
鳥取東保健センター(国府町総合支所内) ☎0857-30-8659
各総合支所市民福祉課(裏表紙をご覧ください。)

生活習慣病の予防と健康の保持・増進を図るため、講演会、健康教室、運動などの講習会を開催します。

●健康講演会

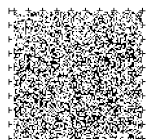
内 容 ● 地域で実施 医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士などによる講話

●健康教室

内 容 ● 糖尿病予防教室、適塩講座など
● けんこうウォーキング、しゃんしゃん体操など

●健康に関する自主グループ

内 容 ● 生活習慣病予防グループ、歩こう会、生命の貯蓄体操など



4 健康づくりを推進している地区組織

問
い
合
わ
せ

健康づくり推進課(駅南庁舎)	地域保健第一係	☎0857-30-8581
	地域保健第二係	☎0857-30-8585
	食育推進係	☎0857-30-8582
鳥取東保健センター(国府町総合支所内)		☎0857-30-8659

●健康づくり地区推進員

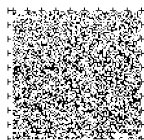
誰もがいきいきと生きがいをもって健康な生活ができるよう、健康づくりの担い手として各地区で健康づくり地区推進員が活躍しています。地域の人たちに健診を受けるよう呼びかけたり、健康講演会や健康ウォークなどを企画するなど、地域の健康づくりの輪の拡大に努めています。

●食育推進員

「家庭からはじまる食育の輪」を合言葉として、各地区で食育推進員が活躍しています。健康づくりのための食生活に関する正しい知識の普及や、生活習慣病予防のための食育事業を、各地区で年間を通して実施しています。

●しゃんしゃん体操普及員

地域のふれあいと介護予防を目的に、集会所や公民館などで「しゃんしゃん体操」の普及を行っています。



2 救急医療

問
い
合
わ
せ

保健医療課(駅南庁舎) 医事業事係 ☎0857-30-8531
各総合支所市民福祉課(裏表紙をご覧ください。)

●夜間・休日急患診療所 (☎0857-22-2782)

毎日午後7時から午後10時まで、また、日曜日、祝日、年末年始の休日、盆の午前9時から午後5時まで、東部医師会急患診療所(富安一丁目)において、診療(内科・小児科)を行っています。

※令和7年4月1日からは日曜日、祝日、年末年始の休日、盆は午前9時から正午、午後2時から午後5時までの時間に変更になります。

●休日急患歯科診療所 (☎0857-23-3197)

日曜日、祝日、年末年始の休日、盆の午前10時から午後4時まで、東部歯科医師会(富安二丁目 歯科技工専門学校内)において休日急患歯科診療所を開設し、診療を行っています。

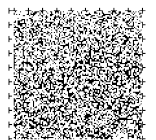
●休日救急当番病院

日曜日、祝日、年末年始の休日、毎月第二土曜日の午前8時30分から翌日午前8時30分まで、県立中央病院、鳥取市立病院、鳥取赤十字病院、鳥取生協病院の4病院が輪番で、二次救急患者の診療を行っています。

●休日当番薬局

日曜日、祝日、年末年始の休日の午前9時から午後5時まで(一部の薬局で営業時間が異なります。)、市内の当番薬局で、医薬品の調剤及び販売を行っています。

7

保健
医療
事業

3 医療費助成について

1 自立支援医療

問
い
合
わ
せ

障がい福祉課(本庁舎) 障がい者福祉係 ☎0857-30-8217
☎0857-30-8455
各総合支所市民福祉課(裏表紙をご覧ください。)

●更生医療

身体に障がいのある人が、障がいの軽減・除去や機能回復のための医療を受けられた場合に更生医療の給付が受けられます。

- 対象者** ●身体障害者手帳を所持する18歳以上の人
費用 ●原則、医療費の9割を負担します(自己負担1割)。

●育成医療

18歳未満で身体に障がい又は疾患がある児童で、その障がい又は疾患を軽減・除去するための医療を受けられた場合に育成医療の給付が受けられます。

- 対象者** ●18歳未満で身体に障がいのある児童又はそのまま放置すると将来障がいが残ると認められる疾患がある児童
費用 ●原則、医療費の9割を負担します(自己負担1割)。

●精神通院医療

精神疾患の治療のため、継続的に通院されている人は、精神通院医療の給付が受けられます。有効期間は1年間です。継続の場合は、更新手続きが必要となります。

- 費用** ●原則、医療費の9割を負担します(自己負担1割)。

2 特別医療費助成

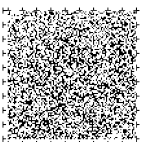
問
い
合
わ
せ

保険年金課(本庁舎) 医療助成係 ☎0857-30-8223
各総合支所市民福祉課(裏表紙をご覧ください。)

●障がい者医療費助成

障がいのある人が医療保険で医療を受けられた場合に、自己負担部分を助成する制度です。

- 対象者** ●身体障害者手帳1・2級の人
●療育手帳に「特別医療該当」と記載されている人
●精神障害者保健福祉手帳1級の人
※本人の前年所得が一定の金額未満の人が対象
※転入者の場合、前年中の所得課税証明書の提出、または個人番号による情報連携に同意していただく必要があります。



- 助成額** ● 医療費の全額又は一部（本人及び世帯員の市民税の課税状況により月額負担金上限額が定められています。）
 ※上記以外の人で、次の要件に該当する人は、医療費から月額負担金を除いた全額～半額の助成が受けられます。
- 要件** ● 障害者手帳を所持している。
 ● 70歳未満で所得税及び市民税が非課税である。
- 申請に必要なもの** ● 保険資格を確認できるもの（対象者のもの）及び障害者手帳
- 申請場所** ● 保険年金課（本庁舎1階13番窓口）
 ● 各総合支所 市民福祉課

●小児医療費助成

小児の医療費を助成します。※18歳に達する年度末までが対象。

- 申請に必要なもの** ● 保険資格を確認できるもの（対象となる小児のもの）
- 申請場所** ● 保険年金課（本庁舎1階13番窓口）
 ● 各総合支所 市民福祉課

●特定疾病医療費助成

20歳未満で小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象となっている疾患にかかっている方の対象疾病に係る医療費の一部を助成します。

なお、先天性代謝異常は20歳以上も対象となる場合があります。

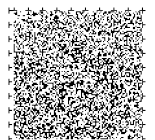
- 申請に必要なもの** ● 保険資格を確認できるもの（対象者のもの）及び医師の医療意見書または小児慢性特定疾病医療費医療受給者証
- 申請場所** ● 保険年金課（本庁舎1階13番窓口）
 ● 各総合支所 市民福祉課

●ひとり親家庭医療費の助成

ひとり親家庭で、18歳に達する年度末までの子を扶養している親に医療費の一部を助成します。ただし、所得税非課税世帯に限ります（転入者の場合、前年中の所得課税証明書の提出または個人番号による情報連携に同意していただく必要があります）。

- 申請に必要なもの** ● 保険資格を確認できるもの（扶養している子及び親のもの）
- 申請場所** ● 保険年金課（本庁舎1階13番窓口）
 ● 各総合支所 市民福祉課

☆上記4つの医療助成の申請については、申請者の本人確認書類（顔写真のあるもの1点、または顔写真のないもの2点）が必要です。



3 未熟児養育医療費の助成

問
い
合
わ
せ

保険年金課(本庁舎) 医療助成係 ☎0857-30-8223
各総合支所市民福祉課(裏表紙をご覧ください。)

身体の発育が未熟なまま出生した乳児(いわゆる未熟児)で、医師が入院養育を必要と認めて、指定の医療機関で入院治療を行う場合を対象に、医療費を助成する制度です(転入者の場合、前年中の所得課税証明書の提出または個人番号による情報連携に同意していただく必要があります)。

申請に必要なもの

- 保険資格を確認できるもの(対象となる乳児のもの)、医師の養育医療意見書、申請者の本人確認書類(顔写真のあるもの1点、または顔写真のないもの2点)

申請場所

- 保険年金課(本庁舎1階13番窓口)
- 各総合支所 市民福祉課

4 特定医療費(指定難病) 医療費助成

問
い
合
わ
せ

保健医療課(駅南庁舎) 感染症・疾病対策係 ☎0857-30-8532

難病の患者に対する医療等に関する法律(いわゆる「難病法」)に基づき、「指定難病」の認定を受けた場合、治療等にかかる医療費の助成を受けることができます。

対象となる疾病

- 難病のうち国が定めた基準に該当する341疾病

費用

- 原則、医療費の2割負担となります。ただし、世帯の所得等に応じて、月額自己負担上限額が設けられています。
- ※詳しくは問い合わせ先へご確認ください。

申請場所

- 保健医療課 感染症・疾病対策係

5 肝炎治療の医療費助成

問
い
合
わ
せ

保健医療課(駅南庁舎) 感染症・疾病対策係 ☎0857-30-8532

B型及びC型肝炎のインターフェロン・インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療に係る医療費の助成を受けることができます。

助成の内容

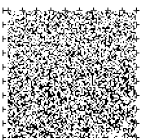
- 対象となる医療費について、自己負担限度額(所得状況に応じて月額1万円又は2万円)を超えた額を助成

申請に必要なもの

- 申請書
 - 診断書
 - 保険資格を確認できるもの
 - 世帯全員の住民票の写し、所得課税証明書 など
- ※詳しくは問い合わせ先へご確認ください。

申請場所

- 保健医療課 感染症・疾病対策係



6 肝炎ウイルス初回精密検査費用の助成

問
い
合
わ
せ

保健医療課(駅南庁舎) 感染症・疾病対策係 ☎0857-30-8532

過去1年以内に市町村や県・職域で実施する肝炎ウイルス検査または妊婦健診や手術前の肝炎ウイルス検査で陽性と判定された方を対象に、指定の医療機関での初回の精密検査費用を助成します。ただし、肝機能に関連して保健所が定める項目のみが対象となります。

申請に必要なもの

- 申請書
- 領収書
- 診療明細書
- フォローアップ同意書
- 肝炎ウイルス検査（市町村、県・職域が実施したもの）の結果通知書または、肝炎ウイルス検査結果の記載された母子保健手帳または術前検査結果通知書とその後を受けた手術に関する診療明細書
※詳しくは問い合わせ先へご確認ください。

申請場所

- 保健医療課 感染症・疾病対策係

7 肝炎定期検査費用の助成

問
い
合
わ
せ

保健医療課(駅南庁舎) 感染症・疾病対策係 ☎0857-30-8532

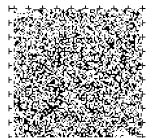
年度内で2回を限度に定期検査費用を助成します。ただし、肝機能に関連して保健所が定める項目のみが対象となります。また、治療費は対象外です。

対象者

- 以下のすべての要件に該当する鳥取県東部の市町村に在住する人
 - ⑦ 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変、肝がん（治療後の経過観察を含む。）と診断された人。ただし、無症候性キャリアの人は、対象外です。
 - ⑧ 住民税非課税世帯に属する人又は市町村民税所得割課税年額が235,000円未満の世帯に属する人（住民票で同じ世帯に属する全ての人が住民税非課税又は市町村民税課税年額が235,000円未満の世帯）※
※ただし、扶養義務配偶者以外の者で相互に地方税法上・医療保険上の扶養関係にない者は、合算対象から除外できる。
 - ⑨ 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない人
 - ⑩ フォローアップに同意した人

申請に必要なもの

- 申請書
- 領収書
- 診療明細書
- フォローアップ同意書
- 世帯全員の住民票の写し、所得課税証明書など
- 精密検査実施医療機関の医師が記載した診断書



7

保
健
・
医
療
事
業

※詳しくは問い合わせ先へご確認ください。

申請場所

- 保健医療課 感染症・疾病対策係

8 石綿健康被害救済制度

問
い
合
わ
せ

保健医療課(駅南庁舎) 感染症・疾病対策係 ☎0857-30-8533

石綿による健康被害の救済に関する法律が平成18年に施行され、石綿による健康被害者及び遺族で、労災補償等の対象とならない人に対して、独立行政法人環境再生保全機構が救済給付の支給を行っています。

※制度の詳細については、問い合わせ先へご確認ください。

申請場所

- 保健医療課 感染症・疾病対策係

9 小児慢性特定疾病医療費助成・小児慢性特定疾病交通費助成

問
い
合
わ
せ

こども未来課(駅南庁舎) 育成係 ☎0857-30-8239

児童福祉法に基づき、18歳未満の児童(18歳到達後も治療が必要であると認められる場合は、20歳まで)について小児慢性特定疾病に係る医療費の一部の助成を受けることができます。

また、小児慢性特定疾病医療費受給者証をお持ちのお子さんの県外医療機関受診時の交通費の一部を助成します。

対象となる疾病

- 国が定めた基準に該当する小児慢性特定疾病及びこれに付随して発生する傷病に関する医療が対象となります。

申請に必要なもの

- 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書
 - 指定医が作成した医療意見書
 - 保険資格を確認できるもの
- ※詳しくは問い合わせ先へご確認ください。

申請場所

- こども未来課(駅南庁舎) 育成係

